

広陵町一般不妊治療費助成事業のご案内

妊娠を望んでいる方々への経済的負担を軽減するために、不妊検査、不妊治療及び人工授精に要する費用を助成します。

助成を受けることができる医療行為



- 不妊検査、不妊治療（特定不妊治療を除く。）
- 人工授精

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）は奈良県が助成しています。

中和保健所（0744-48-3036・医療費助成等受付センター）にお問い合わせください。

注意点

- 次の（１）～（４）に該当する治療は除きます。
 - （１）夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
 - （２）代理母（夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法により注入して、第三者が妻の代わりに妊娠、出産するもの）
 - （３）借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、第三者が妻の代わりに妊娠、出産するもの）
 - （４）夫婦間の第1子出産後の不妊治療

申請の対象となる方

- 一般不妊治療を受けた日に次の条件すべてに該当する方
 - （１）夫婦またはどちらか一方が広陵町に1年以上住民登録があること
 - （２）法律上の夫婦であること
 - （３）夫婦が医療保険各法の規定に基づく被保険者若しくは組合員または被扶養者であること
 - （４）夫婦が町税を滞納していないこと（町税の滞納がある場合、本助成金を充当する場合があります。）
 - （５）一般不妊治療を受けた日における妻の年齢が43歳未満であること
 - （６）夫婦間の第1子における一般不妊治療であること



助成内容


- 一般不妊治療に要した検査費と治療費の夫婦の合計負担額の2分の1の金額。
1年度につき上限5万円（100円未満の端数は切り捨てとなります）。
- 助成金の交付は1年度につき1回とします。
- 助成する期間は最初に助成金を交付した年度から起算して5年度です。

申請と交付の流れ

- (1) 申請書類をけんこう推進課（さわやかホール）へ提出します。
- (2) 交付の可否や助成金額を審査します。
- (3) 決定（交付又は不交付）通知を送付します。交付決定の場合は助成金交付請求書も同封します。助成金交付請求書を返送いただいた後、交付決定となった申請者の指定口座へ助成金を振込みます。（申請から金額の振込までは1～2か月を要します。）


【申請期日】

- 一般不妊治療費助成対象費用の支払日の属する年度（4月から翌年の3月）の末日までに下記書類を添えてまとめて申請してください。※3月に受診された場合は、最終受診日から1週間以内に申請をしてください。
- 不妊治療・検査が終了し、以後治療予定のないとき、または年度途中で治療に要した費用が10万円を超えている場合はその時点で申請ができます。



必要書類(様式はホームページよりダウンロードできます。)

- (1) 広陵町一般不妊治療費助成金交付申請書（第1号様式）
 - (2) 広陵町一般不妊治療費助成事業受診等証明書（第3号様式）
※医療機関で証明を受けて下さい。
- ※ (3) 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類
（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等）
- ※ (4) 助成金の交付を受けようとする一般不妊治療の費用の支払いをした日において、夫婦のいずれか一方または両方が広陵町に引き続き1年間住民登録をしていたことを証明する書類（住民票）
- ※ (5) 町税の納付状況を証明する書類（滞納なき証明、納税証明書）
- (6) 健康保険証（または健康保険証のコピー、夫・妻のそれぞれの分）
 - (7) 領収証（原本）、医療費明細書（原本またはコピー）
- *上記以外に書類の提出が必要な場合があります。
- ※ (3) から (5) までの書類については、広陵町一般不妊治療費助成金交付に係る同意書（第2号様式）の提出により、町で確認できる場合は省略できます。



問い合わせ先 広陵町福祉部けんこう推進課
〒635-0821
広陵町大字笠161番地2
広陵町総合保健福祉会館（さわやかホール）
電話番号：0745-55-6887
（土日祝を除く 平日8：30～17：15）